

間違いだらけの 「死後の手続き」

8

老親の
「遺品整理」
捨てていいもの、
ダメなもの

四十九日まであと5日。新一さんは難渋していた。母が搜索していた父・吾郎さんの預金通帳一式が見つからないのだ。口座がどこ

にあるかわからなければ、預金残高を調べることもできない。

当初はなかなか手を付けられなかったが、父の個人的な遺品を整理する頃合いだ。

「故人の郵便物から取引をしていた金融機関名が発覚することがあります。それをもとに問い合わせれば、口座を確認することができます。そのため、故人の郵便物は、1年は廃棄してはいけません」
(遺品整理専門会社キーパーズ代表取締役・吉田太一氏)